○那珂川市住宅改修工事費補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成24年11月19日要綱第42号) |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成28年3月31日要綱第20号 | 平成29年3月24日要綱第34号 | | 平成30年6月27日要綱第31号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、地域経済の活性化及び市民の住環境の改善を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するため、那珂川市補助金等交付要綱（平成15年要綱第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　個人住宅　自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。

(2)　併用住宅　1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で市内に存するものをいう。

(3)　住宅改修工事　家屋の修繕、補修及び増改築等により住宅の機能維持及び機能向上を目的として行う建築物の修繕工事又は改築工事で、別表に掲げるものをいう。

(4)　市内業者　那珂川市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人をいう。

(補助の対象者)

第3条　補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1)　那珂川市の住民基本台帳に記録されていること。

(2)　補助の対象となる住宅の所有者（同一世帯で生計を一とする世帯主を含む。）であって、かつ、当該住宅に現に居住していること。

(3)　補助の対象となる住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が、市税及び税外収入金の滞納がないこと。

(4)　本要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(補助対象となる住宅及び工事)

第4条　補助の対象となる住宅は、補助を受けようとする者が市内に所有する個人住宅又は併用住宅とする。

2　補助の対象となる工事は、平成25年4月1日以後かつ補助金の交付決定後に着手し、当該工事着手年度中に第11条に定める工事完了届の提出ができる工事で、前項に規定する住宅に係る市内業者かつ元請業者による改修工事とする。ただし、併用住宅については、自己の居住の用に供する部分の工事に限る。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、この額を切り捨てた後の額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 改修工事の金額 （消費税を除く。） | 補助金の額 |
| 100,000円以上 | 当該改修工事に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額（当該額が100,000円を超えるときは100,000円） |

(他の補助金制度との併用の取扱い)

第6条　この要綱による補助金は、市が実施している他の住宅改修制度を優先するものとし、この要綱にかかる補助金制度と併用して利用することはできない。

2　前項の規定にかかわらず、那珂川市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（平成24年要綱第23号）に規定する耐震改修工事補助金については併用できるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修工事の着手前に那珂川市住宅改修工事費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1)　申請者の住民票の写し（世帯全員記載のもの）

(2)　個人住宅又は併用住宅に関する登記事項証明書、固定資産評価証明書又は売買契約書の写し等所有者を明らかにする書類

(3)　市税及び税外収入金の納付状況等に係る調査承諾書（様式第2号）

(4)　工事見積書の写し

(5)　工事設計書（図面を含む。）

(6)　改修箇所現況（施行前）写真（改修箇所全て）

(7)　その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条　市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、那珂川市住宅改修工事費補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

(変更の申請)

第9条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ那珂川市住宅改修工事費補助金交付変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請をするものとする。

(1)　変更後の工事見積書の写し

(2)　変更後の工事設計書（図面を含む。）

(3)　改修箇所現況（施行前）写真（改修箇所が追加される場合のみ）

(補助金の額の変更決定)

第10条　市長は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、那珂川市住宅改修工事費補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第5号）により当該変更した申請者に通知するものとする。

(工事完了届等の提出)

第11条　第8条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、改修工事完了後、那珂川市住宅改修工事完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　那珂川市住宅改修工事完了証明書（様式第7号）

(2)　当該住宅改修工事代金支払領収書の写し

(3)　施工管理写真（同一箇所について施工前、施工中及び施工後が確認できるもの）

(補助金の額の確定)

第12条　市長は、前条の完了届の提出があったときは、これを審査し、必要に応じ補助の対象となった改修工事について現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、那珂川市住宅改修工事費補助金額確定通知書（様式第8号）により通知する。

(補助金の請求)

第13条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、那珂川市住宅改修工事費補助金交付請求書（様式第9号）により補助金の請求をするものとする。

(補助金の交付)

第14条　市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消さなければならない。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日要綱第20号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年3月24日要綱第34号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年6月27日要綱第31号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

(施行期日)

1　この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

別表(第2条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 工事種別 | 工事内容 |
| バリアフリー改修工事 | （1）　玄関又はアプローチ等の段差の解消 |
| （2）　階段、廊下、浴室又はトイレ等の手すりの設置 |
| （3）　車椅子で使用できる出入口又はトイレの改善 |
| （4）　廊下又は浴室等の床の滑りにくい床材への変更 |
| （5）　その他これらに類する工事 |
| 省エネ化改修工事 | （1）　環境に配慮した内装材等を使用した工事及び屋上の緑化 |
| （2）　窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 |
| （3）　壁、床、天井等への断熱材の設置 |
| （4）　太陽光発電の設置工事 |
| （5）　EV（電気自動車）等の充電施設対応リフォーム工事 |
| （6）　その他これらに類する工事 |
| 防犯・防災対策工事 | （1）　防犯ガラス、扉等の設置 |
| （2）　住宅用火災報知器設置 |
| （3）　家具転倒防止器具設置 |
| （4）　その他これらに類する工事 |
| 耐久性能改修工事 | （1）　屋根のふき替え |
| （2）　屋根及び外壁の塗装 |
| （3）　壁、床及び天井の改修 |
| （4）　玄関等出入口の改修 |
| （5）　その他これらに類する工事 |

様式第1号(第7条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

市税及び税外収入金の納付状況等に係る調査承諾書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金交付・不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金交付変更申請書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金交付変更承認・不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

那珂川市住宅改修工事完了届

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

那珂川市住宅改修工事完了証明書

[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第9号(第13条関係)

那珂川市住宅改修工事費補助金交付請求書

[別紙参照]